

平成29年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月28日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第36号 若狭町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第37号 若狭町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 5 議案第39号 平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第40号 平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 7 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 訴えの提起について
- 日程第 1 1 請願第 1 号 場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願について
- 追加日程第 1 発委第 1 号 場外車券・馬券発売施設建設計画に反対する意見書について
- 日程第 1 2 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 1 3 同意第 6 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 4 同意第 7 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 5 同意第 8 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 6 同意第 9 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 同意第 1 0 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 同意第 1 1 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 9 同意第 1 2 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 0 同意第 1 3 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 同意第 1 4 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 同意第 1 5 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 2 3 同意第 1 6 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 同意第 1 7 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 同意第 1 8 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 同意第 1 9 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 同意第 2 0 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 同意第 2 1 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 9 同意第 2 2 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 0 同意第 2 3 号 若狭町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 1 議員派遣について

(午前10時44分 開会)

○議長（原田進男君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番、今井富雄君、9番、北原武道君を指名します。

～日程第2 議案第36号から日程第11 請願第1号～

○議長（原田進男君）

日程第2、議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第11、請願第1号「場外車券馬券売り場建設について承認をしないことを国に求めることの請願について」までの議案を一括議題とします。

この10議案については、去る6月12日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○総務産業建設常任委員長（渡辺英朗君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月12日、平成29年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案第36号及び議案第38号、議案第44号、請願第1号の4議案であります。

議案審査のため、6月15日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例

の改正が必要となるもので、総務課より説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、若狭町のマイナンバーカードの取得状況はどの程度か。

答、平成29年5月末現在でカードを取得されている方は1,005名、率にして6.4%の方が取得されている。

問、この改正は、若狭町が条例で定めればマイナンバーカードの情報を独自に利用できると捉えればよいのか、また、職員が情報を悪用する報道もあるが、安全対策は大丈夫か。

答、そのとおりである。それぞれの分野でセキュリティがかかっており、そのセキュリティで管理していく。国も情報が漏れないように対策を取っているとのことである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、辺地対策事業債の発行及び措置がなされるために、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるもので、総務課及び総合戦略課より説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、特定財源とはどのような内容か。

答、国庫補助金の農山漁村振興交付金を用いる。

問、漁村体験施設ということであるが、この施設の管理をどのようにするのか。体験学習の指導などは地元の方にさせていただくのか。

答、建物は町のものであり、指定管理者制度で管理をする予定である。そこで働いていただくのは、地元の方ということにさせていただきたいと考えている。

問、今後、福井工業大学との協議内容について、議会にどのように報告するのか。また、指定管理料などはどのように考えているのか。

答、これから若狭町と福井工業大学、地元との三者協定を結ばせていただくと考えている。詳細な準備が整い次第、改めて議会へ報告させていただく。また、指定管理料はこれからの話し合いで詰めることになるが、実際の運営にかかる費用については、指定管理者に負担いただくことを計画している。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「訴えの提起について」は、大鳥羽の町有地等にある土木資材の

収去及び土地の明け渡し等を請求する事件について訴えを提起するため、地方自治法の規定により議決を求めるもので、総務課より説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、撤去費用は、若狭町が全て負担しなければならないのか。

答、費用については、町で一時、負担をしなければならないと思う。

問、訴えの相手方とどのような契約になっていたのか。

答、使用申請ということで、1年ずつの契約となっており、年間の使用料を納入することで許可していた。

問、訴訟でどのくらい費用がかかるのか。

答、現在のところ打ち合わせの段階であり、今後弁護士と協議しながら進める。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願について」、紹介議員である北原武道議員より、請願内容とその理由について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、この請願を提出することについて、地元集落に説明をされたのか。また、建設反対の陳情や請願が町にどのくらい提出されているのか把握されているか。

答、この請願は、若狭町女性の会から提出されているもので、地元集落に許可を得たり、あらかじめ知らせる必要はない。また、瓜生地区老人会から町長に要請書が提出されている。本日の午後、若狭町女性の会、若狭町文化協会、若狭町退職教職委員会役員会、福井県退職公務員連盟若狭町支部、瓜生地区女性の会の方々が、町長に反対の共同声明書を提出される。

問、前回、経済産業省近畿経済産業局長に、申請者に町長の同意を提出するよう求める意見書を提出した。再度意見書を提出しても効果があるのか。

答、先日、経済産業省近畿経済産業局に問い合わせたが、経済産業省としては、特に町長の同意を必要とせず、従来どおり地元の同意で申請を受け付けるとの回答であった。また、経済産業省は、このような意見書が届いているということを業者側に伝えており、業者は町長に面会を求めているようである。前回提出した意見書は生きていますと私は思っている。

問、請願を採択し、意見書を提出することで成果を得られるのか。

答、業者側からの説明によると、施設から1キロメートルの範囲内にある集落の同意

を得るよう経済産業省から指導を受けており、範囲内の集落に対して説明を行っているとのことであった。町長の同意は必要ないが、町長が反対であればこの施設は建設できないとも説明しており、若狭町議会が反対であるということを表明すれば、町長の反対と同等の効果があると思う。

問、請願内容から、若狭町女性の会の熱意は十分に伝わってくるが、さまざまな団体と町や議会が連携することが重要であると思う。この請願が採択され、意見書を提出するということは、議会が先行する形となるので、町と歩調を合わせるなど状況を見ながら判断すべきではないかと思うが、どのように考えておられるか。

答、基本的には若狭町女性の会が請願を採択し、意見書を提出するよう求めているので、ほかの団体や地域は別として、議員個人が判断すべきであると思う。質疑の中で、PTAや区長会がどのようになっているかとあったが、町民は反対であっても、団体名や個人名を出して表立った反対運動をしにくい状況にある。

その後、町民一体となって声を上げないとよい成果が得られないのではないかと。ほかの団体の意見も聞く必要がある。判断材料として、もう少し事実確認をしなければならぬ。各方面から情報を収集し、再度委員会を開いたほうがよい、などの意見が続出し、会期中の6月22日に委員会を再度開くことといたしました。

6月22日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を質疑から再開し、意見としてその後PTAや地域づくり協議会、地区の意見を聞いたが、同意された区長が新しい方に交代しており、話が引き継がれていないような印象を受けた。上中地域の方に話を聞いたところ、そのような施設が建設されることは困るとのことであった。三方地域の区長や住民の方にはこのような動きを知らない方がおられるので、この請願を取り上げることで町民に広く知らしめるということが特に必要ではないかと感じた。いろいろな団体の長に話を聞いてきた。大変気にかけていらっしゃる方が多く、この施設をよくないと思っておられることがひしひしと伝わってきた、との意見が出され、質疑を終結し、討論に入りましたが、反対討論はなく、賛成討論として旧上中町から若狭町に至るまで、文化的で人情味のある町で、そのよさが今でも続いていると確信している。この町がギャンブルの町になってしまうことは大変困ることであり、この請願を採択することに賛成するとの討論があり、採決の結果、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、福谷洋君。

○教育厚生常任委員会委員長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月12日、平成29年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案第37号の1議案であります。

議案審査のため、6月16日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第37号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、指定管理者は誰になるのか。

答、金井学園の福井工業大学である。

問、岬小学校廃校後の活用で、福井工業大学に漁村体験施設ということで、指定管理をさせるということであるが、具体的に何をするのか決まっていらないのではないか。

答、具体的には今後詰めさせていただく。今回、補助制度を使うので、補助制度にあったプログラムを実施したいと考えている。魚さばき体験や大敷網体験など、さまざまな体験プログラムを実施していきたいと考えている。

問、福井工業大学に指定管理をしてもらい、事業を行っていくが、当初の契約は何年間になるのか。

答、5年ないし10年の契約になると思う。

問、これは福井工業大学の何学部か。

答、環境情報部デザイン学科である。

要望として、

①福井工業大学が管理するという契約がこれからするということであるが、若狭町民等が施設があいているときは、活用することが可能であるのか、検討してほしい。

答、今後、協議させていただく。

②今後、できるだけ町財政からの持ち出さなくてもいいように、努力をしてほしい。また、十分に地元の意向を聞くように。

答、はい、わかりました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（原田進男君）

予算決算常任委員会委員長、坂本豊君

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の平成29年度補正予算審査報告をいたします。

去る6月12日、平成29年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に付託されました議案は、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」の計5議案であります。

これら5件の議案審査のため、6月19日及び6月20日の2日間、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億2,904万6,000円を追加し、予算総額を98億4,190万6,000円とするもので、歳入の主なものは国庫補助金7,172万7,000円の増額、県補助金1億2,839万6,000円の増額などであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、ふるさと納税促進事業1億870万3,000円の増額、集落センター建設及び増改築・修繕事業1,769万6,000円の増額、協働のまちづくり推進事業660万円の増額など、総務費全体では1億5,506万7,000円の増額であります。

民生費では、保育等整備交付金交付事業982万円の増額、病児保育施設整備事業615万円の増額など民生費全体では2,830万円の増額であります。

衛生費では、地域包括ケア推進事業で77万3,000円の増額など衛生費全体で121万5,000円の増額であります。

農林水産業費では、環境保全型農業直接支払対策事業700万円の増額、経営体育成支援事業で1,051万8,000円の増額、多面的機能支払交付金事業で6,220万円の増額、鳥獣被害防止総合対策事業で891万6,000円の増額、集落基盤整備事業で2,600万円の増額、森林環境保全直接支援事業で500万2,000円の増額、林道維持費で643万2,000円の増額、農山漁村活性化整備対策事業で1億414万5,000円の増額など、農林水産費全体では2億4,993万9,000円の

増額であります。

商工費では、企業誘致促進事業で1億円の増額など、商工費全体では1億822万6,000円の増額であります。

土木費では、道路維持修繕事業で770万円の増額、道路改築事業で7,570万円の増額、急傾斜地崩壊対策事業で819万円の増額など、土木費全体で9,736万1,000円の増額であります。

教育費では、上中中学校改修事業におきまして、事業期間延長に伴う継続費の補正に合わせ、2億1,446万4,000円の減額、三方グラウンド大規模改修事業で7,623万4,000円の増額など、教育費全体では1億1,106万2,000円の減額であります。

以上が、一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、マイナンバーが7月から施行されることに伴い、電算システムを改修することであるが、若狭町の中で何%登録しているのか。

答、約6%であるが、町のサーバーを改修しないと対応できない。

総合戦略課政策推進室関連では、

問、企業誘致推進事業1億円の対象は「株式会社光洋」であり、企業振興条例に沿って助成していると思うが、3億円以上の増設であるならば新規雇用は15名以上との規定になっているが、実際には何名の雇用であったか。

答、「株式会社光洋」では8名の新規雇用を確保されたが、これは増設・移転の場合における雇用人数は、8名以上との規定になっており、雇用人数はクリアされたことになっている。

観光交流室関連では、

問、岬小学校の改修で、体育館の屋根防水工事は、何年か前に行っているのではないか。

答、現在雨漏りするので、体育館の屋根のシートを全て張りかえる工事を進める。

国体推進・地域活性化室関連では、

問、国体の準備、機運を高める意味で、若狭町の取り組みがおこなわれているのではないか。若狭町で行われる大会は地味な大会である。町民全体が機運を高めるために、どのような方法を考えているのか。

答、取り組みが見えにくいというのは事実で、今回予算が認められれば、グッズ作成

など、各イベント等で機運を高めていく。

特産振興室関連では、

問、若狭町特産梅振興連絡協議会体制で、J A敦賀美方が力を入れていないように感じるが、どのような連絡になっているのか。

答、連絡協議会の中にJ A敦賀美方は入っていないが、J Aも連絡協議会も協力してやっていく。

問、商工会10周年記念事業のあきんど祭りの件で、美浜町と若狭町が入っているが、美浜町の方は余り来られていない。美浜町からも補助金が出ているのか。

答、美浜町も150万円、若狭町も150万円を支出している。

教育委員会関連では、

問、来年度から給食センターは民間委託を計画しており、1,616万9,000円の改修で補正計上している。今後は、上中地域の小学校が入り、将来的には若狭町全域を給食センターで扱っていくのか。その場合給食センターは今後どれくらい稼働できるのか。

答、職員管理の観点からも、給食センター調理業務の民間委託を考えている。鉄筋コンクリート施設で耐用年数は45年あるので、後15年間は使える施設。

パレア文化課関連では、

問、パレア若狭運営事業で、ハート&アートでの1行詩事業が、昨年より減額しているのか。

答、減額している。最優秀賞、優秀賞、佳作の作品数を減らした。

歴史文化課関連では、

問、縄文博物館の入館者数が減ってきている。入館料も減っている。負の遺産になりかねない。入館者を増加させる努力をしているのか。

答、入館者数が減っていることを危惧している。県が年縞研究展示館を建設していて、タイアップしながらやっていく。

環境安全課関連では、

問、環境まちづくり推進事業の中のコウノトリ等の生息環境整備事業補助金7万5,000円。ビオトープと田んぼの生き物の逃げる退避側溝が対象か。

答、そのとおりである。ビオトープ整備にかかるものである。

農林水産課関連では、

問、猿を追い払う花火について、今まで無料であったが、1本750円のを200円で売っている。無料から有料になれば、たとえ少ない額でも不満が出るが、その対

策についてどう考えるか。

答、一寸花火の扱いであるが、1本750円と高額である。全ての集落や団体に効果的な方法を取っていただきたいとの思いで、あえて200円の負担金を徴収している。

建設課関連では、

問、多面的機能支払交付金事業6,220万円。土地改良の部分のことか。

答、全区域を対象として、約1,600町歩が区域であり、それに対して4,400円で国などから改修費用が交付されるということ。

福祉課関連では、

問、保育所等整備交付金交付事業982万円。梅の里保育園の園児がふえているのか。

答、保育園は120%まで園児を受け入れができるが、1歳児、2歳児の入園がふえ、乳児室を広げるとのこと。

以上、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」を審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第40号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ280万9,000円を追加し、予算の総額を19億6,414万5,000円とするもので、歳入の主なものは、一般会計の繰入金であります。

歳出の主なものは、介護認定審査会費6万円の増額、計画策定委員会会費274万9,000円の増額などです。

次に、議案第41号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入、歳出予算の総額にそれぞれ656万3,000円を追加し、予算の総額を1億5,179万9,000円とするもので、歳入の主なものは、基金からの繰入金であります。

歳出の主なものは、簡易水道総務費136万3,000円の増額、簡易水道設建設費520万円の増額などです。

次に、議案第42号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」では、既定の予算額に変更はありませんが、歳出項目の調整を行ったための補正で、歳出では、上瀬住宅地管理費96万1,000円、天徳寺住宅地管理費141万1,000円の増額で、予備費では237万2,000円の減額となっております。

次に、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」では、規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,920万2,000

0円を追加し、予算の総額を8億8,234万9,000円とするもので、歳入の主なものは国庫補助金6,770万9,000円、企業債2億50万円などであります。

歳出の主なものは、病院建設事業費2億6,073万4,000円、有形固定資産購入費846万8,000円などであります。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

簡易水道事業特別会計では、

問、軽バン（自動車）のグレードはどのようなものか。

答、現場に向かうための四輪駆動車である。冬場には雪道の中、現場に向かわなければならぬ。

土地開発事業特別会計では、

問、天徳寺住宅分譲地は現在どのような状況か。

答、分譲区画数26区画中、13区画が売約済みである。

問、宅地販売委託する会社はどこか。

答、浦見川住宅産業株式会社、株式会社武笠、有限会社スリーム産業である。

以上、議案第40号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第41号「平成29年度若狭町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第42号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」のいずれも審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の補正予算審査を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま、委員長の報告の中で、総務産業建設委員長に質問がございます。

日程第11、請願第1号「場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求める請願について」であります。

本請願の審査に対し、2日間にわたり委員会を開催し、大変な議論を重ねて採択の結論に達したとのことであります。

私は単純かもしれませんが、本件に関しては3月議会において本議会より経産省に提

出した意見書と内容は、ほぼ同じものだと考えます。すなわち、本議会は今3月に場外車券発売施設設備に関し、反対する方法として当時は町内会等の団体及び若狭町長の同意書の添付を設置の条件とすることを要望したのであります。

しかし、これに関しては経産省より、従来の考え方を継承する旨の返答を得、事実上要望書は却下されました。したがって、残る方法としては町内に反対運動を広げ、その圧力によって業者に設置を断念してもらうことであろうと判断されます。

その一つとして、議会が国に対し設置反対の意見書を提出することではありますが、今回が全くそのとおりの行動を起こしており、何ら議論を重ねる必要はなかったものと思っております。それが、若狭町始まって以来の2日間の審査ということで、どんな困難な議論になったのか理解できないのであります。

そこでお聞きするのですが、委員長報告で申す述べられましたけれども、特に問題となった1、2点について、どのようなことが問題になり、どのように結論づけられたのか、御説明いただき、私どもの今後の参考にさせていただけたらと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

総務産業建設常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○総務産業建設常任委員会委員長（渡辺英朗君）

ただいまの小林議員の質問にお答えいたします。

請願第1号「場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願」の審査につきましては、委員の皆様のご協力と御理解を賜り、熱心に御議論いただき、2日間にわたっての審査となりました。

今回、提出された請願の内容は場外車券・馬券売り場の建設に強く反対し、議会として国に建設を承認しないよう求めるものであり、慎重な審査を要するものでした。質疑の中で議論の中心となりました点は、まず議会に提出された請願は若狭町女性の会のみであり、請願の内容や趣旨については理解できるが、地元地域や他団体の考えや動向を調査し、委員会当日にも町に対して若狭町女性の会を初めとする5団体から反対の共同声明が提出されることを受け、町の動向を確認する必要があり、委員みずから各方面へ出向き、意見を聴取した上で意見を出し合い、採択となりました。

また、小林議員御指摘のこれに関する意見書を3月に提出しており、議会が続けて意見書を提出することに対する慎重な意見も多く出されました。この請願は議会が反対の意を表し、国に対して意見書を提出するもので、その重みを受けとめ、短い期間ではありましたが、慎重に審査する時間をとり、住民の代表である議員が住民の声を聞き、町

内の動向をみずからの目で見極めた上で請願の内容を審査し、採決をとる状況となりましたので、採決し、委員全員の賛成により採択となりました。

以上で質問の答え、答弁を終わります。

○議長（原田進男君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」は、委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第37号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第37号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第37号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第40号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第40号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第41号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第41号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第42号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第42号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「訴えの提起について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第44号「訴えの提起について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第44号「訴えの提起について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、請願第1号「場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願について」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

お諮りします。

ただいま、総務産業建設常任委員長、渡辺英朗君から、発委第1号「場外車券・馬券発売施設建設計画に反対する意見書について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第1号～

○議長（原田進男君）

追加日程第1、発委第1号「場外車券・馬券発売施設建設計画に反対する意見書について」を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○総務産業建設常任委員会委員長（渡辺英朗君）

それでは、発委第1号「場外車券・馬券発売施設建設計画に反対する意見書について」について、提案の趣旨説明を申し上げます。

福井県若狭町三宅地係に、民間事業者による場外車券及び、馬券発売施設の建設計画が進められており、その計画を受けて、若狭町女性の会を初め、各団体から若狭町長に建設反対の要請書や共同声明文が提出され、若狭町議会にも承認しないことを国に求めることの請願が提出されました。

若狭町議会としても、平成29年3月13日に経済産業省近畿経済産業局長宛てに、場外車券発売施設設置の許可申請につき、申請者に町長の同意書を提出するよう求める意見書を提出し、町長の同意を必要とするよう求めておりましたが、申請書が提出された際には従来の指導要領に基づき審査を行うとの返答でありました。

設置場所周辺には中学校や保育園、パレオ若狭、上中診療所など、文教施設及び医療施設が立地し、日本遺産に認定された熊川宿への影響も懸念され、平穏な生活と健全な子育てを望む町民の声を真摯に受けとめ、若狭町で計画されている場外車券・馬券発売施設の建設に強く反対し、国に対して設置を許可することのないよう要望する必要があると考え、お手元の案のとおり、意見書を経済産業大臣及び農林水産大臣に提出するものです。

何とぞ、趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（原田進男君）

以上で、提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認めます。

ただいまから、討論、採決を行います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認め討論、採決を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、発委第1号「場外車券・馬券発売施設建設計画に反対する意見書について」については、原案のとおり可決されました。

～日程第12 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について～

○議長(原田進男君)

次に、日程第12「若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について」を議題とします。

若狭広域行政事務組合議会議員は、同組合規約第6条第2項の規定により、若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭広域行政事務組合議会議員に、島津秀樹君、今井富雄君、松本孝雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、若狭広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました島津秀樹君、今井富雄君、松本孝雄君が、若狭広域行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、若狭広域行政事務組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第13 同意第6号から日程第15 同意第8号～

○議長(原田進男君)

次に、日程第13、同意第6号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第15、同意第8号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までの、3件を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認め、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、同意第6号から同意第8号までの「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

若狭町固定資産評価審査委員会委員につきましては、本年6月29日をもって、3名の委員の方の任期が満了となります。そこで、現委員であります山田邦明氏、橋本智子氏の2名の方を再任、そして、今回新たな委員として、柘原直仁氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、3件につきまして、御同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

ただいま、提案のありました3議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行います。

同意第6号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第6号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第7号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第7号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第8号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第8号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

～日程第16 同意第9号から日程第29 同意第22号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第16、同意第9号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第29、同意第22号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの14件を一括議題とします。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認め、14議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、同意第9号から同意第22号までの「若狭町農業委員会委員の任命につき

同意を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、昨年4月に施行された新たな農業委員会制度につきましては、本町におきましては、経過措置の適用により、これまでの執行体制を継続してきたところではありますが、このたび、現在の農業委員会委員の任期が、本年7月19日をもって任期満了を迎えることになったことから、新たな農業委員会委員として任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

初めに、同意第9号、福田寛城氏につきましては、若狭町の認定農業者であるとともに、現在上中土地改良区の理事長であります。

次に、同意第10号、倉谷典彦氏につきましては、農業関係の合同会社の代表社員であるとともに、現在上中土地改良区の理事として、若狭町農業再生協議会の会長でもあります。

次に、同意第11号、今井潤一氏につきましては、農事組合法人の理事であります。

次に、同意第12号、中塚文和氏につきましては、農事組合法人の代表理事であるとともに、現在若狭農業協同組合の理事、そして、若狭町農業委員であります。

次に、同意13号、島田一郎氏につきましては、農業関係の合同会社の代表社員であります。

次に、同意第14号、橋本治夫氏につきましては、農事組合法人の代表理事であります。

次に、同意第15号、大塩秀一氏につきましては、農事組合法人の理事であるとともに、現在、敦賀美方農業協同組合の理事であります。

次に、同意第16号、赤尾信義氏につきましては、若狭町の認定農業者であります。

次に、同意第17号、千田秀之氏につきましては、元農林水産省の職員であるとともに、現在は農事組合法人で農業に従事をされております。

次に、同意第18号、百田正三氏につきましては、若狭町の認定農業者であるとともに、現在三宅土地改良区の理事であります。

次に、同意第19号、松村登美江氏につきましては、現在若狭町農業委員であります。

次に、同意第20号、竹内成子氏につきましては、現在若狭町の農業委員であるとともに、福井県女性農業委員の会の会長であります。

次に、同意第21号、吉村義美氏につきましては、元教員であり、農業委員会等に関する法律で定められております「農業委員会の所掌に属する事業に関し利害を有しない者」として、任命するものであります。

次に、同意第22号、河村長俊氏につきましては、現在若狭町農業委員であるとともに、敦賀美方農業協同組合の理事であります。

以上、14件につきましては、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま、提案のありました14議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決を行ないます。

同意第9号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第9号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第10号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第10号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第11号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第11号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第12号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第12号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第13号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第13号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第14号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第14号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第15号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第15号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第16号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第16号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第17号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第17号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第18号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第18号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第19号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第19号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第20号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第20号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第21号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第21号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第22号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第22号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

～日程第30 同意第23号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第30、同意第23号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の除斥の規定により藤本武士君の退場を求めます。

(藤本武士議員 退場)

○議長（原田進男君）

提案理由の説明を求めます。

○町長（森下 裕君）

それでは、同意第23号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、農業関係の有限会社の取締役であります藤本和美氏につきまして、新たに農業委員会委員として任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、提案するものであります。

以上、同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、採決を行います。

同意第23号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、同意第23号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

藤本武士君の入場を許可します。

(藤本武士議員 入場)

藤本武士君には、同意されましたのでお伝えいたします。

～日程第31 議員の派遣について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第31、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました議案、審査は全て終了しました。

これをもって、平成29年第3回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月12日に開会以来、本日まで17日間にわたり、提案されました平成29年度若狭町一般会計を初めとする各会計の補正予算並びに条例の一部改正など、重要議案について終始熱心に審議いただき、本日、ここにその全議案の審査を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われますことを希望するものであります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼申し上げます、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月12日の開会以来、本日まで17日間にわたり、平成28年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、平成29年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算、条例の一部改正など、数多くの重要案件について、御審議を賜りました。

その間、議員の皆さん方には、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議いただき、それぞれ決議を賜りましたことを心から熱くお礼申し上げます。

本定例会におきまして、議員の皆様からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。よろしく御礼申し上げます。

さて、ことしは例年より少し遅めに梅雨入りをいたしました。

夏を目前にした、この時期の雨は、あらゆる植物などに恵みをもたらしてくれるもの

と思っております。

しかしながら、豪雨等に悩まされる事も多く、気象情報が気になる時期とも言えます。今後の出水期に向けて、十分な対応ができますよう努めてまいります。

また、本会議におきましては、私の3期目の施政方針に沿った予算に、それぞれ適切な指導を賜り、お認めをいただきました。

今後は、施政方針でも申し上げましたように、人口減少対策、交流人口の拡大、そして、福祉、保健、医療の一体化への取り組みに邁進をさせていただきます。

また、あわせまして、財政の健全化にも努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位には各方面にわたり、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、この梅雨が明けますと、本格的な夏の行楽シーズンを迎えることとなります。

若狭町には、多くの名勝、観光地などがございます。これら若狭町の魅力、そして、地域力を全国に発信するとともに、今後とも、いろんな形でおもてなしの気持ちを持って、お客様をお迎えしたいと考えております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、町政発展のため、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶いたします。本当にありがとうございました。

(午後 0時04分 閉会)